

平成 27 年 12 月 30 日
アヴァトレード・ジャパン(株)

『AVA TRADE 取引説明書』の改訂に係る新旧対照表

概要：

- ・ 下記の内容の追加及び変更

新設) ◆注文の種類と執行方法

- ◆スリッページの発生例について (AVA トレーダー)
- ◆指値、逆指値のスリッページについて (月曜日 マーケットオープン時)
- ◆逆指値のスリッページについて
- ◆スリッページの発生について (ミラートレーダー)
- ◆指値、逆指値のスリッページについて(ミラートレーダー)

削除) ◆注文の種類と執行方法 (P16)

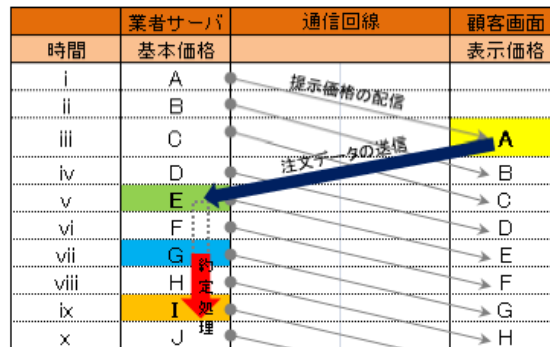
◆注文の種類と執行方法

注文の種類	注文の内容										
成行注文	<p>・成行注文は、お客様が注文時の表示価格を注文価格とし、受注後直ちに注文執行処理の手続きを開始する注文（約定しなければ失効）で、受注時の基本価格（受注価格といいます）が当該注文価格と同じ又はお客様が当該注文価格より有利な場合、もしくは不利な方向に許容範囲を設定している場合は、その許容範囲内であれば、受注価格で約定します。</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>お客様が注文時に画面上で確認した価格……A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>お客様の注文が当社システムに到達した時点で 提示価格として配信された基本価格……E</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>実際の約定価格……E(ただし、EがAより顧客にとって不利な場合も有利な場合も、顧客が設定する許容範囲を超えて不利または有利であれば失効) 決済注文の場合は2pips 滑る</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>お客様が認識するスリッページ…… AとEの差</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>当社が把握するスリッページ…… AとEの差</td> </tr> </table>	1	お客様が注文時に画面上で確認した価格……A	2	お客様の注文が当社システムに到達した時点で 提示価格として配信された基本価格……E	3	実際の約定価格……E(ただし、EがAより顧客にとって不利な場合も有利な場合も、顧客が設定する許容範囲を超えて不利または有利であれば失効) 決済注文の場合は2pips 滑る	4	お客様が認識するスリッページ…… AとEの差	5	当社が把握するスリッページ…… AとEの差
1	お客様が注文時に画面上で確認した価格……A										
2	お客様の注文が当社システムに到達した時点で 提示価格として配信された基本価格……E										
3	実際の約定価格……E(ただし、EがAより顧客にとって不利な場合も有利な場合も、顧客が設定する許容範囲を超えて不利または有利であれば失効) 決済注文の場合は2pips 滑る										
4	お客様が認識するスリッページ…… AとEの差										
5	当社が把握するスリッページ…… AとEの差										
	<ul style="list-style-type: none"> ・成行注文は、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格（A）を注文価格として発注されます。 ・お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するか、お客様の注文価格よりも有利な場合、もしくは不利な方向に許容範囲を設定している場合は、その許容範囲内であれば、受注価格（E）で約定します。 ・ただし、お客様が注文時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注価格で約定します。詳しくは「◆スリッページの発生例について」（AVAトレーダー、ミラートレーダーは5ページ、MT4は11ページ）を確認ください。 ・以上の仕組みから、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差（これを「スリッページ」といいます）が生じる場合があります。当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります（不利な場合については、お客様が設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます）。 										

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社では、システム約定許容範囲、顧客スリッページ許容範囲の2つを設けることにより当社配信価格と顧客の注文価格の乖離について許容範囲を設定します。お客様ご自身でスリッページ許容範囲を設定される場合とシステム約定許容範囲のみの場合では、約定方法が異なります。詳しくは「<u>◆スリッページの発生例について</u>」(ACT, ミラートレーダーは 5 ページ、MT4 は 11 ページ)を確認ください。 ・ システム約定許容範囲とは、システム側で通貨ペアごとに設定されており、配信価格と注文価格の差が、システム約定許容範囲内であれば、顧客の注文価格(注文時の表示価格)にて約定します。具体的な設定数値についてはACT、ミラートレーダーは 8 ページ、MT4 は 13 ページを確認ください。 ・ 顧客スリッページ許容範囲とは、お客様がご自身で設定するスリッページ許容範囲になります。本設定は、システム設定とは異なり、注文価格での約定を保証しません。 ・ 注文が却下された場合(「リクオート」といいます)には、数量および受注価格が注文依頼画面で表示され、発注に同意した場合には、注文依頼画面に表示された受注価格で成行注文が発注されます。再びリクオートが発生した場合、注文依頼画面で表示され、約定するまで繰り返します。発注に同意されなかった場合には、取引終了となります。 ・ また、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、配信価格が有効な市場価格でないものとして注文を受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・ 成行注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社が応じることができない数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行うため、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。また、ストリーミング注文は、指値注文、逆指値注文に優先しますが、ロスカット取引が有る場合は、それらの注文、取引が優先されます。
指値注文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指値注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文です。当社がお客様に配信する価格が、売り指値注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い指値注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該注文価格(発注レート)を以って約定します。 ・ 指値注文は、売り指値の場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買い指値の場合、値段が高いものが安いものに優先します。 ・ また、同じ値段を指定する指値注文又は同じ値段をトリガー価格として指定する指値(逆指値)注文が他の顧客からある場合には、受注時刻が早いものを優先します。 ・ また、成行注文、ストリーミング注文又はロスカット取引がある場合は、それらの注文、取引の執行が、指値注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合や、部分的に約定する場合があります。 ・ 指値注文は取り消されるまで失効しません。取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件で約定するのを待ちます。

逆指値注文

- 逆指値注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文です。当社がお客様に配信する価格が、売り逆指値注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い逆指値注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、当社の配信価格で約定します。



顧客が注文ボタンをクリック
(注文価格又はトリガー価格として α を指定)

1	お客様が注文時に画面上で確認した価格……A
2	お客様の注文が当社システムに到達した時点で 提示価格として配信された基本価格……E (E,Fは α よりも顧客にとって有利な価格)
3	実際の約定価格……I(Gは、 α と等しい又は α よりも顧客にとって不利な価格)
4	お客様が認識するスリッページ…… α とIの差
5	当社が把握するスリッページ…… α とIの差

- そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。逆指値注文は、売り逆指値注文の場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買い逆指値注文の場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。
- 同じ価格をトリガー価格とする逆指値注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。
- 上述の執行条件を満たして成行等注文に変わる前の逆指値注文に対して成行注文、ストリーミング注文がある場合は、これらの注文が優先します。執行条件を満たし、成行注文になった後は、通常の成行注文と同様に他の注文に優先しますが、ロスカット取引がある場合は同取引が優先します。
- 逆指値注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで指定した条件を満たして成行注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。
- なお、売り逆指値注文は、当社サーバーにおいて配信するビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と等しいまたはそれを下回る価格となった時点で執行され、買いの逆指値注文は、当社サーバーにおいて配信するオファーレートがお客様の指定するトリガー価格と等しいまたはそれを上回る価格となった時点で執行されます。

OCO 注文	・ 2つの注文を同時に発注して一方の注文が成立すると、他方の注文が自動的に取消される注文方法です。
IF Done 注文	・ 新規注文と決済注文がセットになった注文方法です。新規注文（指値または逆指値）が約定すると、決済注文が有効になります。
トレールストップ注文	・ マーケットの変動についていきながら、逆指値を自動的に変更する注文です。

当社でご提供している、各プラットフォームごとの利用可能な注文は下記のとおりになります。

AVA トレーダー口座で可能な注文種類

	マニュアル（手動）取引
成行注文	○
指値注文	○
逆指値注文	○
OCO 注文	○
IF Done 注文	○
トレールストップ注文	○

○ 可能 △ 決済注文のみ可能 × 不可

MT4 で可能な注文種類

	マニュアル（手動）取引
成行注文	○
指値注文	○
逆指値注文	○
OCO 注文	△
IF Done 注文	○
トレールストップ注文	○

○ 可能 △ 決済注文のみ可能 × 不可

ミラートレーダーの注文種類

	システム自動取引	マニュアル（手動）取引
成行注文	△	○
指値注文	△	○
逆指値注文	△	○
OCO 注文	△	△
IF Done 注文	×	○
トレールストップ注文	×	×

○ 可能 △ 決済注文のみ可能 × 不可

◆価格を指定して注文する際の注意

指値や逆指値など、価格を指定する注文においては、現在価格に近い価格を指定することができません。注文可能な価格のレンジの目安については、弊社のホームページ上の「指値／逆指値を注文可能な価格帯の目安」をご参照ください。

◆スリッページの発生例について (AVA トレーダー)

(パターン1) お客様がスリッページ許容範囲を設定していない場合(決済注文も同じロジック)

買い成行注文を USDJPY=120 で発注 (A)システム約定許容範囲(USDJPY)=1.5pip、(B)顧客スリッページ許容範囲 **設定なし**

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲 顧客スリッページ許容範囲	処理結果(約定価格、約定の有無)
	120.03 (+3pip 顧客不利)	システム約定許容 <u>範囲外</u>	約定が却下され、受注価格(120.03)が提示され、承諾の場合、受注価格(120.03)で再発注される。承諾しない場合、注文は失効。 (スリッページ 3.0 or 受注価格再提示)。
	120.02 (+2pip 顧客不利)	システム約定許容 <u>範囲外</u>	約定が却下され、受注価格(120.02)が提示され、承諾の場合、受注価格(120.02)で再発注される。承諾しない場合、注文は失効。 (スリッページ 2.0 or 受注価格再提示)。
	120.015 (+1.5pip 顧客不利)	システム約定許容 <u>範囲内</u>	注文価格(120)で約定
	120.01 (+1pip 顧客不利)	システム約定許容 <u>範囲内</u>	注文価格(120)で約定
120	120	一致(誤差なし)	注文価格(120)で約定
	119.99 (=-1pip 顧客有利)	システム約定許容 <u>範囲内</u>	注文価格(120)で約定
	119.985 (-1.5pip 顧客有利)	システム約定許容 <u>範囲内</u>	注文価格(120)で約定
	119.98 (-2pip 顧客有利)	システム約定許容 <u>範囲外</u>	約定が却下され、受注価格(119.98)が提示され、承諾の場合、受注価格(119.98)で再発注される。承諾しない場合、注文は失効。 (スリッページ 2.0 or 受注価格再提示)。
	119.97 (-3pip 顧客有利)	システム約定許容 <u>範囲外</u>	約定が却下され、受注価格(119.97)が提示され、承諾の場合、受注価格(119.97)で再発注される。承諾しない場合、注文は失効。 (スリッページ 3.0 or 受注価格再提示)。

(パターン2) お客様がスリッページ許容範囲を設定しており、顧客スリッページ許容範囲がシステム約定許容範囲より大きい場合

買い成行注文を USDJPY=120 で発注 (A)システム約定許容範囲=1.5pip、(B)顧客スリッページ許容範囲=2pip

買い成行注文(決済注文は顧客有利なスリッページについてのみ、(A)+(B)の範囲内を限度として顧客スリッページ許容範囲を超えるスリッページが生じます。)

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲 顧客スリッページ許容範囲	処理結果(約定価格、約定の有無)
	120.025 (+2.5pip 顧客不利)	顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(120.025)が提示され、承諾の場合、受注価格(120.025)で再発注される。承諾しない場合、注文は失効。(スリッページ 1.5 or 受注価格再提示)。
	120.02 (+2.0pip 顧客不利)	顧客スリッページ許容範囲内	受注価格(120.02)で約定する。 (スリッページ 2.0)。
	120.015 (+1.5pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)。
	120.01 (+1pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)。
120	120	一致(誤差なし)	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ なし)。
	119.99 (-1pip 顧客有利)	システム約定許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ なし)。
	119.985 (-1.5pip 顧客有利)	システム約定許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ なし)。
	119.98 (-2.0pip 顧客有利)	顧客スリッページ許容範囲内	受注価格(119.98)で約定する。 (スリッページ 2.0)。
	119.975 (-2.5pip 顧客有利)	顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(119.975)が提示され、承諾の場合、受注価格(119.975)で再発注される。承諾しない場合、承諾しない場合、注文は失効。(スリッページ 2.5 or 受注価格再提示)。

(パターン3) お客様がスリッページ許容範囲を設定しており、システム約定許容範囲が顧客スリッページ許容範囲より大きい場合

買い成行注文を USDJPY=120 で発注 (A)システム約定許容範囲=1.5pip、(B)顧客スリッページ許容範囲=0.5pip

買い成行注文(決済注文は顧客有利なスリッページについてのみ、(A)+(B)の範囲内を限度として顧客スリッページ許容範囲を超えるスリッページが生じます。)

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲 顧客スリッページ許容範囲	処理結果(約定価格、約定の有無)
	120.015 (+1.5pip 顧客不利)	顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(120.015)が提示され、承諾の場合、受注価格(120.015)で再発注される。承諾しない場合、注文は失効。 (スリッページ 1.5 or 受注価格再提示)。
	120.01 (+1pip 顧客不利)	顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(120.01)が提示され、承諾の場合、受注価格(120.01)で再発注される。承諾しない場合、注文は失効。 (スリッページ 1.0 or 受注価格再提示)。
	120.005 (+0.5pip 顧客不利)	顧客スリッページ許容範囲内	受注価格(120.005)で約定する。 (スリッページ 0.5pip)
120	120	一致(誤差なし)	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ なし)。
	119.995 (-0.5pip 顧客有利)	顧客スリッページ許容範囲内	受注価格(119.995)で約定する。 (スリッページ 0.5pip)
	119.99 (-1pip 顧客有利)	顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(119.99)が提示され、承諾の場合、受注価格(119.99)で再発注される。承諾しない場合、承諾しない場合、注文は失効。(スリッページ 1.0 or 受注価格再提示)。
	119.985 (-1.5pip 顧客有利)	顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(119.985)が提示され、承諾の場合、受注価格(119.985)で再発注される。承諾しない場合、承諾しない場合、注文は失効。(スリッページ 1.0 or 受注価格再提示)。

AVAトレーダーの成行注文の通貨ごとのシステム約定許容範囲は以下のようになっております。

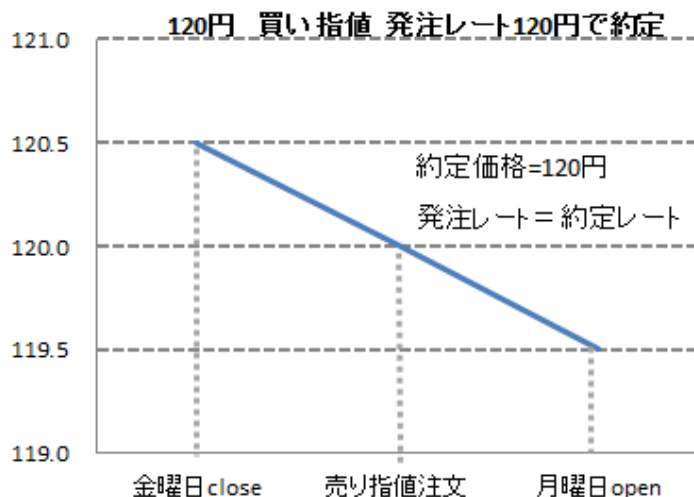
AUDCAD	2	CHFJPY	2	EURTRY	10	NZDCHF	2	USDRUB	10
AUDCHF	2	EURAUD	2	EURUSD	1.5	NZDJPY	2	USDSEK	10
AUDJPY	2	EURCAD	2	GBPAUD	2	NZDUSD	1.5		
AUDNZD	2	EURCHF	2	GBPCHF	2	TRYJPY	10		
AUDUSD	1.5	EURGBP	1.5	GBPCAD	2	USDCAD	0.4		
CADCHF	2	EURJPY	1.5	GBPJPY	1.5	USDCHF	1.5		
CADJPY	2	EURNZD	2	GBPUSD	1.5	USDJPY	1.5		

◆指値、逆指値のスリッページについて（月曜日 マーケットオープン時）

月曜のマーケットオープン時点において有効となっている指値注文が同時点で約定条件を満たしている場合、指値注文では指値価格で約定し、スリッページの有利、不利が発生することはございません。他方、逆指値注文では、不利なスリッページが発生する場合がございます。月曜日のマーケットオープン時の約定について、指値注文は発注レート、逆指値注文は週初の配信レートで約定するため、週末をまたいで両建てしている場合は、月曜日オープン時に損失が生じる可能性があることにご注意ください。

（指値 週明け月曜日のマーケット開始時の約定 スリッページなし）

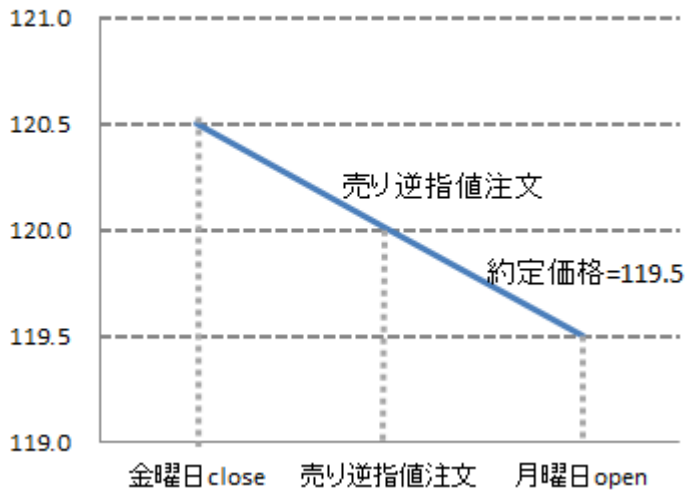
金曜日の取引終了時点で 120 円の買い指値注文があり、月曜日のマーケット開始時の最初の配信レートが 119.5 円であった場合、発注レートの 120 円で約定します。



（逆指値 週明け月曜日のマーケット開始時 お客様に不利なスリッページが発生）

金曜日の取引終了時点で 120 円の売り逆指値注文があり、月曜日のマーケット開始時の最初の配信レートが 119.5 円であった場合、週初の配信レートの 119.5 円で約定します。

120円 売り逆指値注文



◆逆指値のスリッページについて

逆指値注文では、市場が急激に変動した場合（経済指標の発表時等）に、お客様のトリガー価格よりも不利な価格で約定することがあり、その場合には取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大することや、証拠金を上回る損失が発生することがあります。その場合、トリガー価格よりもお客様に有利なスリッページのケース、不利なスリッページのケース、どちらのケースでもスリッページが 3pip 以内（USD/JPY の場合）であればトリガー価格で約定します。以下は、不利なスリッページのケースですが、有利なスリッページも発生する可能性がございます。各通貨のシステム約定許容範囲については、一覧表を確認ください。

（逆指値 お客様に不利なスリッページ 市場レートが 3pip より大きく動いた場合）

売り逆指値注文を USD/JPY=120 で発注

売り逆指値注文（決済注文も同じロジック） システム約定許容範囲=3pip

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲	処理結果（約定価格、約定の有無）
	120.04		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
	120.03		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
	120.02		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
	120.01		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
120	120	一致（誤差なし）	注文価格（120）で約定する。 （スリッページなし）
	119.99 （-1pip 顧客不利）	システム約定許容範囲内	注文価格（120）で約定する。 （スリッページなし）

	119.98 (-2pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
	119.97 (-3pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
	119.96 (-4pip 顧客不利)	システム約定許容範囲外	受注価格(119.96)で約定する。 (スリッページ 4pip)

AVAトレーダーの逆指値注文の通貨ごとのシステム約定許容範囲は以下のようになっております。

AUDCAD	16	EURCHF	5	GBPUSD	4	USDTRY	40
AUDCHF	16	EURGBP	4	NZDCHF	16		
AUDJPY	1	EURJPY	4	NZDJPY	14		
AUDNZD	10	EURNZD	24	NZDUSD	10		
AUDUSD	4	EURTRY	40	TRYJPY	2		
CADCHF	16	EURUSD	3	USDCAD	4		
CADJPY	12	GBPAUD	24	USDCHF	4		
CHFJPY	10	GBPCHF	14	USDJPY	3		
EURAUD	16	GBPCAD	24	USDRUB	50		
EURCAD	18	GBPJPY	1	USDSEK	100		

◆スリッページの発生例について (MT4)

(パターン1) お客様がスリッページ許容範囲を設定していない場合

買い成行注文を USDJPY=120 で発注 システム約定許容範囲(USDJPY)=1.5pip 顧客スリッページ許容範囲 **設定なし**
 決済注文も同じロジックになります。

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲 顧客スリッページ許容範囲	処理結果(約定価格、約定の有無)
	120.03 (+3pip 顧客不利)	システム約定許容 範囲外	約定が却下され、受注価格(120.030)が提示され、承諾の場合、受注価格(120.030)で再発注される。承諾しない場合、注文が失効となる。 (スリッページ 3.0 or 受注価格再提示)。
	120.02 (+2pip 顧客不利)	システム約定許容 範囲外	約定が却下され、受注価格(120.020)が提示され、承諾の場合、受注価格(120.020)で再発注される。承諾しない場合、注文が失効となる。 (スリッページ 2.0 or 受注価格再提示)。
	120.015 (+1.5pip 顧客不利)	システム約定許容 範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
	120.01 (+1pip 顧客不利)	システム約定許容 範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
120	120	一致(誤差なし)	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
	119.99 (=-1pip 顧客有利)	システム約定許容 範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
	119.985 (-1.5pip 顧客有利)	システム約定許容 範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
	119.98 (-2pip 顧客有利)	システム約定許容 範囲外	約定が却下され、受注価格(119.098)が提示され、承諾の場合、受注価格(119.098)で再発注される。承諾しない場合、注文が失効となる。 (スリッページ 2.0 or 受注価格再提示)。
	119.97 (-3pip 顧客有利)	システム約定許容 範囲外	約定が却下され、受注価格(119.098)が提示され、承諾の場合、受注価格(119.098)で再発注される。承諾しない場合、注文が失効となる。 (スリッページ 3.0 or 受注価格再提示)。

(パターン2) お客様がスリッページ許容範囲を設定しており、顧客スリッページ許容範囲がシステム約定許容範囲より大きい場合
 買い成行注文を USDJPY=120 で発注 システム約定許容範囲=1.5pip、顧客スリッページ許容範囲=2pip
 決済注文も同じロジックになります。

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲 顧客スリッページ許容範囲	処理結果(約定価格、約定の有無)
	120.025 (+2.5pip 顧客不利)	システム約定許容範囲外で 顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(120.025)が提示され、 承諾の場合、受注価格(120.025)で再発注される。 承諾しない場合、注文が失効となる。 (スリッページ 2.5 or 受注価格再提示)。
	120.02 (+2.0pip 顧客不利)	システム約定許容範囲外で 顧客スリッページ許容範囲内	受注価格 120.02 で約定する。 (スリッページ 2pip)。
	120.015 (+1.5pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
	120.01 (+1pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページなし)
120	120	一致(誤差なし)	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ なし)
	119.99 (-1pip 顧客有利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ なし)
	119.985 (-1.5pip 顧客有利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ なし)
	119.98 (-2.0pip 顧客有利)	システム約定許容範囲外で 顧客スリッページ許容範囲内	受注価格 119.98 で約定する。 (スリッページ 2pip)。
	119.965 (-3.5pip 顧客有利)	システム約定許容範囲外で 顧客スリッページ許容範囲内	約定が却下され、受注価格(119.965)が提示され、 承諾の場合、受注価格(119.965)で再発注される。 承諾しない場合、注文が失効となる。 (スリッページ 3.5 or 受注価格再提示)。

(パターン 3) お客様がスリッページ許容範囲を設定しており、システム約定許容範囲が顧客スリッページ許容範囲より大きい場合
 買い成行注文を USDJPY=120 で発注 システム約定許容範囲=1.5pip、顧客スリッページ許容範囲=1pip 決済注文も同じロジック

約定可能な受注価格が提示され、承諾した場合、再発注されます。約定するまで、受注価格の提示が続きます。

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲 顧客スリッページ許容範囲	処理結果(約定価格、約定の有無)
	120.02 (+2pip 顧客不利)	システム約定許容範囲外で 顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(120.02)が提示され、承諾の場合、 受注価格(120.02)で再発注される。承諾しない場合、注文が失 効となる。(スリッページ 2.0 or 受注価格再提示)。
	120.015 (+1.5pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲外	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ 0)。
	120.01 (+1.0pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ 0)。
	120.005 (+0.5pip 顧客不利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ 0)。
120	120	一致(誤差なし)	注文価格(120)で約定する。(スリッページ なし)。
	119.995 (-0.5pip 顧客有利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ 0)。
	119.99 (-1pip 顧客有利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲内	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ 0)。
	119.985 (-1.5pip 顧客有利)	システム約定許容範囲内で 顧客スリッページ許容範囲外	注文価格(120)で約定する。 (スリッページ 0)。
	119.98 (-2.pip 顧客有利)	システム約定許容範囲外で 顧客スリッページ許容範囲外	約定が却下され、受注価格(119.98)が提示され、承諾の場合、 受注価格(119.98)で再発注される。承諾しない場合、注文が失 効となる。(スリッページ 2.0 or 受注価格再提示)。

MT4 の成行注文の通貨ごとのシステム約定許容範囲は以下のようになっております。

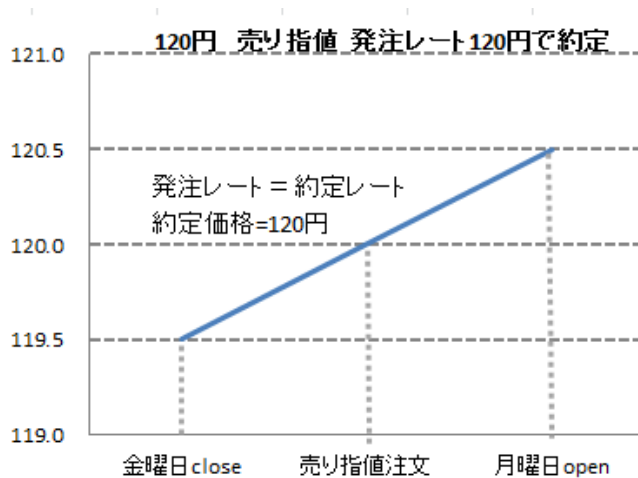
AUDCAD	2	CHFJPY	2	EURTRY	1	NZDCHF	2	USDRUB	1
AUDCHF	2	EURAUD	2	EURUSD	1.5	NZDJPY	2	USDSEK	1
AUDJPY	2	EURCAD	2	GBPAUD	2	NZDUSD	1.5	USDTRY	1
AUDNZD	2	EURCHF	2	GBPCHF	2	TRYJPY	1		
AUDUSD	1.5	EURGBP	2	GBPCAD	2	USDCAD	1.5		
CADCHF	2	EURJPY	1.5	GBPJPY	2	USDCHF	1.5		
CADJPY	2	EURNZD	2	GBPUSD	1.5	USDJPY	1.5		

◆指値、逆指値のスリッページについて（月曜日 マーケットオープン時）

月曜のマーケットオープン時点において有効となっている指値注文が同時点で約定条件を満たしている場合、指値注文では指値価格で約定し、スリッページの有利、不利が発生することはありません。他方、逆指値注文では、不利なスリッページが発生する場合がございます。月曜日のマーケットオープン時の約定について、指値注文は発注レート、逆指値注文は週初の配信レートで約定するため、週末をまたいで両建てしている場合は、月曜日オープン時に損失が生じる可能性があることにご注意ください。

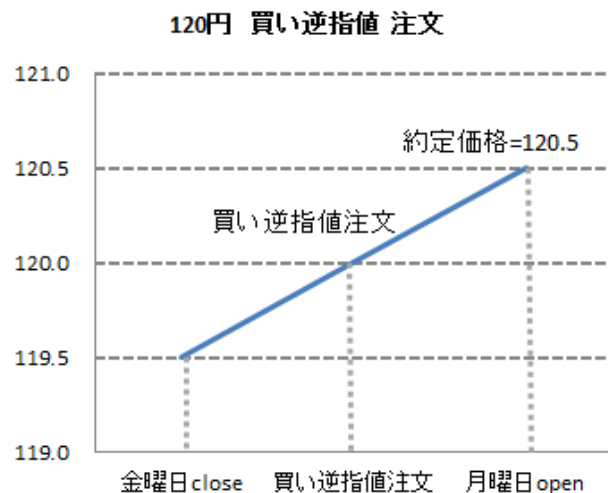
（指値 週明け月曜日のマーケット開始時 スリッページなし）

金曜日の取引終了時点で 120 円の売り指値注文があり、月曜日のマーケット開始時の最初の配信レートが 120.5 円であった場合、発注レートの 120 円で約定します。



（逆指値 週明け月曜日のマーケット開始時 お客様に不利なスリッページが発生）

金曜日の取引終了時点で 120 円の買い逆指値注文があり、月曜日のマーケット開始時の最初の配信レートが 120.5 円であった場合、週初の配信レートの 120.5 円で約定します。



◆逆指値のスリッページについて

逆指値注文では、市場が急激に変動した場合（経済指標の発表時等）に、お客様のトリガー価格よりも不利な価格で約定することがあり、その場合には取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大することや、証拠金を上回る損失が発生することがあります。その場合、トリガー価格よりもお客様に有利なスリッページのケース、不利なスリッページのケース、どちらのケースでもスリッページが 3pip 以内（USDJPY の場合）であればトリガー価格で約定します。以下は、不利なスリッページのケースですが、有利なスリッページも発生する可能性がございます。各通貨のシステム約定許容範囲については、一覧表を確認ください。

（逆指値 お客様に不利なスリッページ 市場レートが 3pip より大きく動いた場合）

注文価格	受注価格	システム約定許容範囲	処理結果（約定価格、約定の有無）
	120.04		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
	120.03		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
	120.02		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
	120.01		トリガーが発動せず（注文が発生しない）。
120	120	一致（誤差なし）	注文価格（120）で約定する。 （スリッページなし）
	119.99 （-1pip 顧客不利）	システム約定許容範囲内	注文価格（120）で約定する。 （スリッページなし）
	119.98 （-2pip 顧客不利）	システム約定許容範囲内	注文価格（120）で約定する。 （スリッページなし）
	119.97 （-3pip 顧客不利）	システム約定許容範囲内	注文価格（120）で約定する。 （スリッページなし）
	119.96 （-4pip 顧客不利）	システム約定許容範囲外	受注価格 119.96 で約定する。 （スリッページ 4pip）

MT4 の逆指値注文の通貨ごとのシステム約定許容範囲は以下ようになっております。

AUDCAD	16	CHFJPY	10	EURTRY	4	NZDCHF	16	USD RUB	5
AUDCHF	16	EURAUD	16	EURUSD	3	NZDJPY	14	USDSEK	10
AUDJPY	10	EURCAD	18	GBPAUD	24	NZDUSD	12	USDTRY	4
AUDNZD	10	EURCHF	5	GBPCHF	14	TRYJPY	20		
AUDUSD	4	EURGBP	4	GBPCAD	24	USDCAD	4		
CADCHF	16	EURJPY	4	GBPJPY	10	USDCHF	4		

CADJPY	12	EURNZD	24	GBPUSD	4	USDJPY	3
--------	----	--------	----	--------	---	--------	---

◆スリッページの発生について（ミラートレーダー）

ミラートレーダーの成行注文のスリッページは Ava トレーダーと同じになります。但し、スプレッドが 1.2pip 広がっていることにご注意ください。ミラートレーダーの通貨ごとのスプレッドについては、当社のホームページ確認ください。

◆指値、逆指値のスリッページについて(ミラートレーダー)

ミラートレーダーの成行注文のスリッページは Ava トレーダーと同じになります。但し、スプレッドが 1.2pip 広がっていることにご注意ください。ミラートレーダーの通貨ごとのスプレッドについては、当社のホームページ確認ください。

◆取扱銘柄

注文の種類	注文の内容
成行注文	<p>成行注文は、お客様が注文価格を指定せずに行う注文で、お客様の注文を当社システムで受け付けた順に執行致します。約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信した価格を以って約定致します。ただし、相場急変時や注文の集中等により、当該配信価格を以って当社が応じることができる数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行い（部分的に約定する場合があります。）、残りの注文は、続いて配信される価格を以って受付順に執行してまいります。なお、成行注文は、指値注文など他の注文に優先しますが、ロスカット取引が有る場合は、同取引が成行注文に優先します。成行注文を取引時間外に受け付けた場合には、取引時間開始後、上述の優先順位等に従って執行します。</p> <p>お客様が成行注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合がございます。当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もございます。</p>
ストリーミング注文	<p>ストリーミング注文は、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するか、お客様の注文価格より有利な場合には、原則、当社サーバーにて注文を受け付けた時点での、当社サーバーにおける配信価格（当社がお客様向けに配信する取引価格）を以って約定致します。一方、当該受注した時の配信価格が、お客様の注文価格より不利な場合には、お客様の注文は失効します。ただし、お客様が注文時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注した時の配信価格で約定します。</p> <p>以上の仕組みから、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。（不利な場合については、お客様が設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます。）</p> <p>ストリーミング注文は、取引時間中のみ行うことができます。ストリーミング注文は、受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社が応じることができる数量を超えて、当社が受注した場合、約定可能数量まで受付順に約定処理を行うため、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。また、ストリーミング注文は、指値注文、逆指値注文に優先しますが、ロスカット取引が有る場合は、それらの注文、取引が優先されます。</p>
指値注文	<p>指値注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文です。当社がお客様に配信する価格が、売り指値注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い指値注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。（そのため実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて有利に約定する場合があります。）指値注文は、売り指値の場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買い指値の場合、値段が高いものが安いものに優先します。また、同じ値段を指定する指値注文又は同じ値段をトリガー価格として指定する指値（逆指値）注文が他の顧客からある場合には、受注時刻が早いものを優先します。</p> <p>また、成行注文、ストリーミング注文又はロスカット取引がある場合は、それらの注文、取引の執行が、指値注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合や、部分的に約定する場合があります。指値注文は取り消されるまで失効しません。取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件で約定するのを待ちます。</p>
逆指値注文	<p>逆指値注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文です。当社がお客様に配信する価格が、売り逆指値注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い逆指値注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、成行注文（詳しくは成行注文の説明をご覧ください。）を執行します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。逆指値注文は、売り逆指値注文の場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買い逆指値注文の場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。</p>

	<p>同じ価格をトリガー価格とする逆指値注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。</p> <p>上述の執行条件を満たして成行等注文に変わる前の逆指値注文に対して成行注文、ストリーミング注文がある場合は、これらの注文が優先します。執行条件を満たし、成行注文になった後は、通常の成行注文と同様に他の注文に優先しますが、ロスカット取引がある場合は同取引が優先します。逆指値注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで指定した条件を満たして成行注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。</p> <p>なお、売り逆指値注文は、当社サーバーにおいて配信するビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と等しいまたはそれを下回る価格となった時点で執行され、買いの逆指値注文は、当社サーバーにおいて配信するオファーレートがお客様の指定するトリガー価格と等しいまたはそれを上回る価格となった時点で執行されます。</p>
OCO 注文	2つの注文を同時に発注して一方の注文が成立すると、他方の注文が自動的に取消される注文方法です。
IF Done 注文	新規注文と決済注文がセットになった注文方法です。新規注文（指値または逆指値）が約定すると、決済注文が有効になります。
トレールストップ注文	マーケットの変動についていながら、逆指値を自動的に変更する注文です。

※ミラートレーダーの注文種類

なおミラートレーダーで可能な注文種類は以下のようになっております。

	システム自動取引	マニュアル(手動)取引
成行注文	△	○
指値注文	△	○
逆指値注文	△	○
OCO 注文	△	△
IF Done 注文	×	○
トレールストップ注文	×	×

○ 可能 △ 決済注文のみ可能 × 不可

ミラートレーダーの逆指値注文について

<売り逆指値注文について>

当社サーバーにおいて配信するビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と等しいまたはそれを下回る価格となった時点で執行されます。

<買いの逆指値注文について>

当社サーバーにおいて配信するオファーレートがお客様の指定するトリガー価格と等しいまたはそれを上回る価格となった時点で執行されます。